

『東大和市第6次行政改革大綱』の骨子（考え方・方向性）（案）に対するパブリックコメントを実施します。

東大和市では、行政改革の基本目標及び改革課題等を示す「東大和市第6次行政改革大綱」の策定を進めています。この度、『東大和市第6次行政改革大綱』の骨子（考え方・方向性）（案）をまとめましたので、お知らせするとともに、皆さんから広く意見をいただくため、次の方法でパブリックコメントを実施します。

1 東大和市第6次行政改革大綱策定の目的

平成29年2月に策定した「東大和市第5次行政改革大綱及び推進計画」の計画期間が令和3年度で終了します。

今後も引き続き、効果的・効率的な行財政運営に努め、行政改革の不断の取組を実行していくこととし、適正な歳入の確保と限られた財源の有効活用を図るため、『東大和市第6次行政改革大綱』を策定します。

2 『東大和市第6次行政改革大綱』の骨子（考え方・方向性）（案）の内容

東大和市第6次行政改革大綱の考え方と方向性を示した大綱の骨組みとなるものです。パブリックコメント実施後、この内容に肉付けし「第6次行政改革大綱」を策定するとともに具体的な取組項目、取組内容、年次計画等を示した「第6次行政改革大綱推進計画」を策定し、令和4年度からこの計画に基づいて行政改革の取組を推進するものです。

3 『東大和市第6次行政改革大綱』の骨子（考え方・方向性）（案）の基本的な考え方

第5次行政改革大綱は、上位計画である第四次基本計画の第3編に掲げる「適正な行財政運営の実現」の推進に必要なものと位置付け策定しました。第6次行政改革大綱も策定中の次期基本計画と整合を図り、適正な行財政運営の実現に必要なものとして位置付けます。

『東大和市第6次行政改革大綱』の骨子（考え方・方向性）（案）では、次の内容を示しています。

- 【1】行政改革の基本的考え方
- 【2】行政改革大綱の位置付け
- 【3】行政改革の推進方針
 - （1）行政改革推進の基本目標
 - （2）行政改革における改革課題
 - （3）計画期間
 - （4）進行管理

【4】行政改革の具体的取組

- (1) 時代に即した市民サービスの提供
- (2) 市民参加・協働推進のための環境づくり
- (3) 機動的な組織の整備と人を育てる環境づくり
- (4) 安定した行財政運営の確立

【5】行政改革大綱体系図

【6】SDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けた取組等について

4 意見を提出できる方

- (1) 市内在住の個人
- (2) 市内に事業所等を有する個人
- (3) 市内に事業所等を有する法人等
- (4) 市内在勤の個人
- (5) 市内在学の個人
- (6) 当該施策に利害関係があると認められる個人
- (7) 当該施策に利害関係があると認められる法人等

5 意見の提出期間

令和3年6月1日（火）から令和3年6月30日（水）まで（必着）

※期間終了後に提出された意見については、パブリックコメントとしての意見としてお受けできませんのであらかじめご了承ください。

6 資料の閲覧方法

- (1) 東大和市公式ホームページ
- (2) 文書閲覧 企画財政部企画課（東大和市役所4階3番窓口）

7 意見の提出先、方法及び提出様式等

(1) 提出先

企画財政部企画課

(2) 提出方法

次のいずれかの方法により、提出してください。

- ・書面の持参 企画財政部企画課（東大和市役所4階3番窓口）
- ・郵送 〒207-8585 東大和市中心3-930 東大和市企画財政部企画課宛て
- ・FAX 042-563-5932
- ・電子メール gyoseikanri@city.higashiyamato.lg.jp

(3) 提出様式等

様式は自由です。別紙に意見書の参考様式を用意しておりますので、適宜ご利用ください。

なお、提出の際には次に掲げる事項を明記してください。

ア 市内在住の個人住所及び氏名

- イ 市内に事業所等を有する個人事業所等の名称、所在地及び氏名
- ウ 市内に事業所等を有する法人等事業所等の名称、所在地、団体名及び代表者氏名
- エ 市内在勤の個人勤務する事業所等の名称、所在地及び氏名
- オ 市内在学の個人在学する学校の名称、所在地及び氏名
- カ 当該施策に利害関係があると認められる個人利害関係を有することが明らかにできる事項、住所及び氏名
- キ 当該施策に利害関係があると認められる法人等利害関係を有することが明らかにできる事項、所在地、団体名及び代表者氏名

8 提出された意見等を公表する時期

寄せられた意見等の概要や意見に対する市の考え方等は、令和3年8月末までに東大和市公式ホームページで公表する予定です。なお、公表にあたっては、住所、氏名等の個人情報を除きます。

9 注意事項

- ・電話及び窓口での口頭による意見はお受けできません。
- ・意見をいただいた方への個別の回答は行いませんので、あらかじめご承知おきください。